

日本基準・国際会計基準(IAS)・米国基準の主な比較

項目	日本基準	国際会計基準	米国基準
企業結合	<ul style="list-style-type: none"> ● パーチェス法を原則とするが、対等合併と認められる限定的な場合、持分プーリング法を適用。(2006年4月から適用) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての企業結合にパーチェス法を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての企業結合にパーチェス法を適用。
連結の範囲 (SPEの連結)	<ul style="list-style-type: none"> ● 支配力基準で連結。 ● 資産の流動化に関する法律に基づくSPE(特別目的会社)については、一定の条件の下で、連結の対象外とされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 支配力基準で連結。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 持株基準で連結。 ● 一定の条件を満たす適格SPEについては、連結の対象外とされる。
在外子会社の会計基準の統一	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、子会社についても日本基準を適用。 ● ただし、明らかに合理的でない場合を除き、現地の会計基準に準拠することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子会社についても国際会計基準を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子会社についても米国会計基準を適用。
ストック・オプション	<ul style="list-style-type: none"> ● ASBJは2006年4月からストック・オプションを費用化する公開草案を公表し、現在、基準化に向けて検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ● スtock・オプションを費用化 	<ul style="list-style-type: none"> ● スtock・オプションを2006年1月から費用化する基準を決定済み。